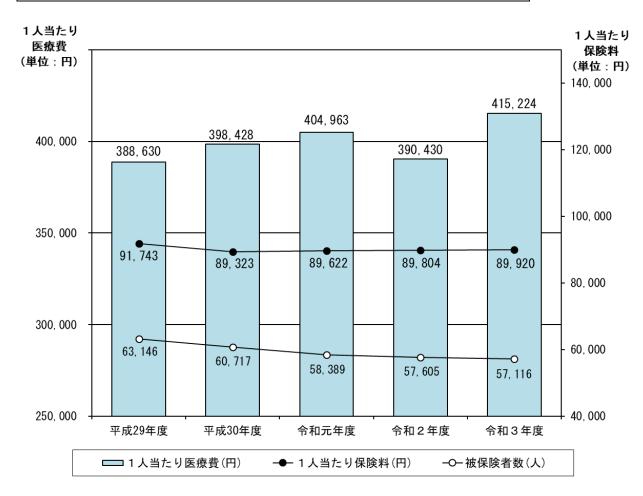
明石市国民健康保険の状況

1 被保険者の1人当たり医療費と1人当たり保険料



1 被保険者数

75歳に達して国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する者が多く、毎年減少していますが、令和4年度からの3年間は「団塊の世代」が後期高齢医療に移行するため、被保険者の減少はさらに加速していきます。

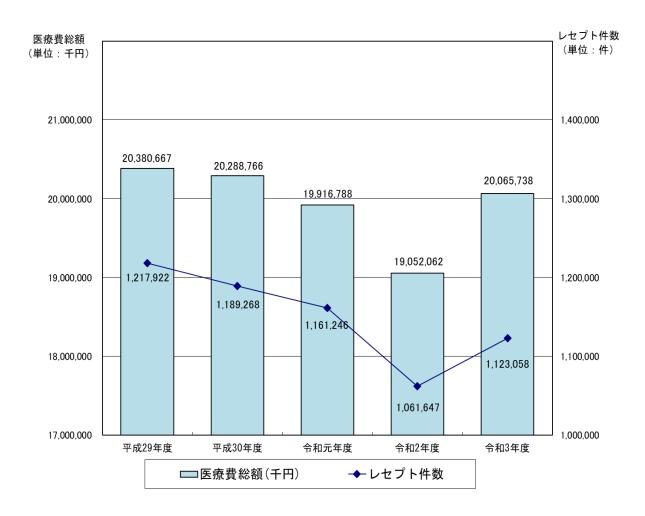
2 1人当たり医療費

令和3年度の1人あたりの医療費は、令和2年度のような新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えは見られず、被保険者の高齢化や医療の高度化により増加しています。

3 1人当たり保険料

平成30年度は資産割の廃止に伴い保険料率を改定したため、減少していましたが、元年度以降は賦課限度額の引き上げにより増加に転じています。

2 医療費総額、レセプト件数の推移



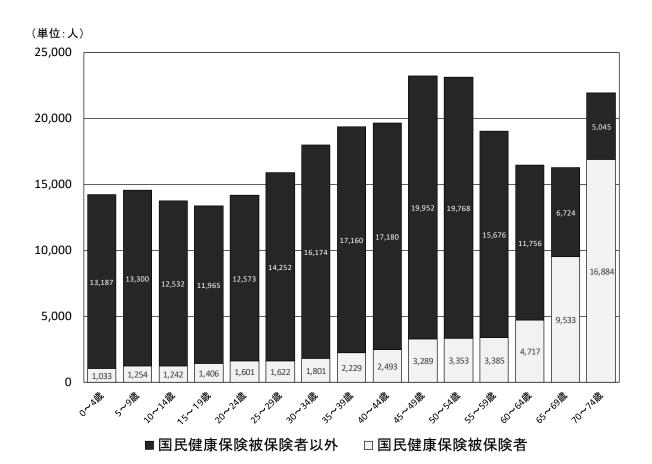
1 医療費総額

令和2年度は新型コロナウイルス感染症による医療機関への受診控えにより、医療費が著しく減少しましたが、令和3年度の医療費総額は前年度の105%となり、受診控えしていた反動が顕著にあらわれています。

2 レセプト件数

医療費総額と同様の理由により、新型コロナウイルス感染症による医療機関への受 診控えがなくなったことが、レセプト件数増加の主な要因と推測されます。

3 人口に占める被保険者数



	39歳以下	40歳~64歳 (介護保険第2号被保険者)	65歳~74歳 (前期高齢者)	合 計
A国民健康保険 被保険者	12,188人	17,237人	26,417人	55,842人
B明石市の人口 (75歳未満)	123,331人	101,569人	38,186人	263,086人
割合 A÷B	9.88 %	16.97 %	69.18 %	21.23 %

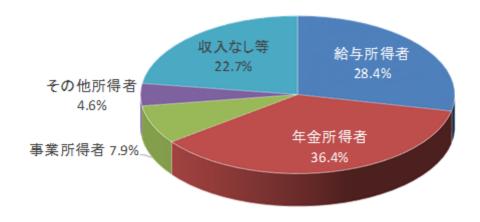
令和4年3月末日現在

74歳以下の人口に占める国民健康保険被保険者の割合は21.23%に過ぎません。 しかし、65歳以上74歳以下の人口に占める国民健康保険被保険者の割合は69.18% に上り、国民健康保険被保険者全体の47.31%を占めています。

今後は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴う影響により被保険者数は減少し、特に団塊の世代が75歳の年齢に到達する令和4年度から令和6年度にかけて、減少数がピークを迎えると推測されます。

4 所得区分別の内訳

(1)被保険者数での割合



(2)所得総額での割合

収入なし等 0.0%
その他所得者
14.4% 事業所得者
23.9% 年金所得者
25.9%

所得区分別の内訳

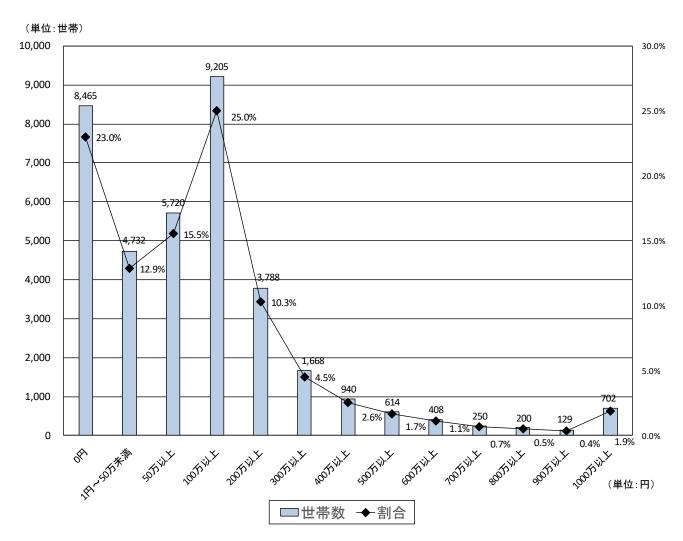
	被保険者数 (割合)	所得総額 (割合)	
給与所得者	15,836人 (28.4%)	17,288,835,487円 (35.8%)	
年金所得者	20,336人 (36.4%)	12,504,652,335円 (25.9%)	
事業所得者	4,426人 (7.9%)	11,572,896,962円 (23.9%)	
その他所得者	2,546人 (4.6%)	6,957,071,757円 (14.4%)	
収入なし等	12,698人 (22.7%)	0円 (0.0%)	
合計	55,842人 (100.0%)	48,323,456,541円 (100.0%)	

令和4年3月末日現在

被保険者のうち、年金所得者が最も多く、全体の 36.4%を占めていますが、所得総額に占める割合は 25.9%となります。

また、収入のない人が全体の22.7%を占めています。

5 所得階層別の世帯数



令和4年3月末日現在

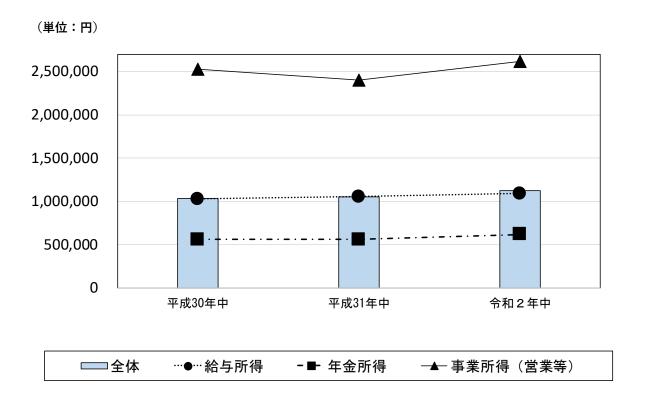
所得額0円の世帯が8,465世帯で、全体の23.0%を占めています。

所得額が0円から100万円未満までの世帯数を合計すると18,917世帯となり、全体の51.4%に上ります。

また、所得額が100万円以上200万円未満の世帯数は9,205世帯で、全体の25.0%を占めており、国民健康保険に加入している世帯の大半は所得水準が低いこととなります。

※ 国民健康保険に加入している世帯(36,821 世帯)ごとに、世帯主(国民健康保険 の被保険者でない世帯主を含む)及び被保険者の令和2年中の所得額を合計し、階 層ごとに集計したものです。

6 1人当たり所得額の年次推移



1人あたり所得額

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
	(平成30年中)	(平成31年中)	(令和2年中)
給与所得	1,025,745円	1,053,576円	1,091,743円
年金所得	556,771円	560,250円	614,902円
事業所得 (営業等)	2,523,744円	2,399,292円	2,614,753円
全体	1,031,195円	1,055,483円	1,120,050円

各年3月末日現在

1人当たり給与所得と年金所得は平成31年度以降増加しています。また、事業所得は令和2年度に減少しましたが、令和3年度に増加に転じています。

※ 給与収入から給与所得控除額を差し引き、所得額が0円となる場合も計算に含んでいます。なお、収入がない被保険者は計算に含んでいません。